（重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の四　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における再処理施設（法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しないものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ　重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。

ハ　重大事故等発生時における放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。

ニ　重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること（前号に掲げるものを除く。）。

ホ　重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ヘ　重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること（前各号に掲げるものを除く。）。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の五　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

［条を削る。］

［条を削る。］